

## 報 告 第 4 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

### 損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

火災予防啓発活動の講習中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月26日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 18万8,100円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和7年12月3日午前9時30分頃、（省 略）

において、火災予防啓発活動の講習のため相手方のプロジェクター  
を使用していた際、一時的に投射光を遮断したところ、投射光の熱によりレンズが溶  
融し、当該プロジェクターを破損させた。